

8930

Vol. 77

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして



暴力団追放「三ない運動+1」^{ワン}の推進

暴力団を

- 恐れない
 - 金を出さない
 - 利用しない
 - 協力しない
- を実践しましょう



公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター

ご挨拶

神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部長

渡邊 宏

今年の春の異動により、神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部長に着任しました渡邊でございます。

県民の皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察行政の各般にわたり、深いご理解と、ご支援を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢につきましては、「六代目山口組」と「神戸山口組」による対立抗争はいまだ終息しておりませんが、加えて神戸山口組の内部分裂から「任侠山口組」が結成され、拳銃を使用した発砲事件が発生するなど、予断を許さない状況にあります。

任侠山口組については、本年、指定暴力団に指定し、警察では現在、対立抗争に伴う集中取締りを推進中であります。暴力団情勢は、日々流動化、複雑化しており、地域住民に大きな不安を与えています。

本県においても、一昨年、「六代目山口組と神戸山口組」による対立抗争と認められる事件が2件発生したところでもあり、県警察では万が一にも県民の皆様に危害が及ぶことがないよう、「対立抗争集中取締本部」を設置して、暴力団に対する情報収集を徹底するとともに、集中的な取締りと警戒活動を強化し、対立抗争事件の封じ込めに努めているところであります。

一方、近年暴力団は、その実態を隠蔽しながら各種事業活動へ進出するなど、社会での不透明な資金獲得活動を活発化させているほか、各種公的給付制度等を悪用した詐欺事件や、「半グレ」等と呼称される「準暴力団」とのつながりを深める等、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺への関与や、みかじめ料の徴収に当たらせるなど、各種規制を逃れながら、その活動分野をさらに拡

大、不透明化している状況がうかがわれます。

また、2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるほか、来年は、横浜市内でラグビーワールドカップ2019決勝戦などが開催されることから、暴力団がこれら国際的イベントの利権を得るため、関連事業へ介入していくことが強く懸念されるところでもあります。

本県では、これら諸情勢を踏まえた上で、より効果的な暴力団対策を推進するため、神奈川県暴力団排除条例を改正し、本年7月1日に施行いたしました。

条例の改正点につきましては、

- ・暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域の拡大
- ・少年に対する暴力団員の禁止行為の追加
- ・暴力団員への名義貸し行為等の禁止
- ・暴力団からの離脱促進の規定の追加

の4つを柱としており、反社会的勢力である暴力団を社会から排除すべく、より効果的な条例の適用が可能となりました。

今後も、県警察では改正条例を含め、あらゆる法令を効果的に活用し、「暴力団組織の弱体化、壊滅」に向けた取締りを強化するとともに、官民が連携し、一体となった暴力団排除活動を推進することにより、「安全で安心して暮らせる地域社会の実現」を目指していきたいと考えておりますので、引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



第27回 神奈川県暴力追放 県民大会開催



当センターが主催し、神奈川県と神奈川県警察が後援する「第27回神奈川県暴力追放県民大会」を、平成30年9月5日、神奈川県民ホールにおいて開催しました。

大会には、神奈川県議会の桐生議長、横浜地方検察庁の中原検事正、神奈川県弁護士会の芳野会長、神奈川県公安委員会の岩澤委員長をはじめ、多数のご来賓ご臨席のもと、当センター賛助会員、県内の地域や職域の暴排協議会、県企業防衛対策協議会の会員の方々など、約1,500人の皆様のご参加をいただき、盛大に開催することができました。

第1部では、当センター会長の黒岩神奈川県知事と副会長の古谷神奈川県警察本部長の主催者あいさつに続き、暴力団排除活動に尽力された横浜DeNAベイスターズ、横浜マリノス、湘南ベルマーレの3団体と2個人に表彰状を贈呈し、桐生県議会議長から来賓を代表してのご祝辞をいただき、受賞者を代表して、伊勢原暴力団排除協議会の長谷部会長による大会宣言で締めくくりました。

第2部では、県警音楽隊が演奏とステージドリルを披露し、大会に華を添えてくれました。続いて、県警暴力団対策課員、県弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士及び当センター職員が、本年7月1日に改正施行された暴力団排除条例のポイントをテーマにした寸劇を行い、暴力団排除に向けた更なる活動の強化を誓って閉会しました。



黒岩知事のあいさつ



古谷警察本部長のあいさつ



桐生県議会議長の来賓祝辞



県警察音楽隊カラーガードによるステージドリル



寸劇「改正暴力団排除条例について」

暴力追放功労者表彰



受賞者団体及び個人の方々

1 団体功労表彰

- 株式会社横浜DeNAベイスターズ
- 横浜マリノス株式会社
- 株式会社湘南ベルマーレ

2 個人功労表彰

- 長谷部 俊夫 様 (伊勢原暴力団排除協議会 会長)
- 秋本 義紀 様 (田浦暴力団排除対策推進協議会 前会長)

関東管区内暴力追放功労表彰の受賞者及び受賞団体

平成30年度の「関東管区内暴力追放功労者及び暴力追放功労団体表彰」が平成30年9月7日付で行われ、関東管区警察局長と関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長の連名表彰状が、次の方々に贈られました。おめでとうございます。

平成30年9月7日

団体功労表彰



伊勢佐木地区暴力団排除対策推進協議会
会長 平山 正晴様

個人功労表彰



平田 照様
青葉区暴力団追放推進協議会会长



三宮 健司様
大磯・二宮地区暴力団排除対策推進協議会会长

神奈川県 暴力団排除条例改正

平成30年7月1日施行

1 「暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域の拡大」(第16条、第16条の2)

● 禁止区域(周囲200メートル)の基点となる施設を追加しました! (第16条第1項)

これまででは、暴力団事務所の開設や運営ができない区域として、学校や公園など約12,500施設が禁止区域の基点となる施設となっていました。

本改正では、これに加え、児童相談所・家庭裁判所・重要文化財など約1,300施設を基点となる施設として追加しました。

【罰則】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第32条)

● 都市計画法に基づく住居系用途地域も禁止区域に! (第16条第2項)

都市計画法に基づくいわゆる「住居系用途地域」と呼ばれる「都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域」の8つの地域を禁止区域としました。

暴力団事務所使用禁止命令が発出されます。(第16条の2)

→違反 【罰則】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第32条)

2 「少年に対する暴力団員の禁止行為の追加」(第17条、第18条)

● 少年に対する暴力団員の禁止行為を追加しました! (第17条第2項、第18条第1項)

これまででは、少年の健全な育成を守るために暴力団員が少年を暴力団事務所へ立ち入らせることを禁止し、違反した暴力団員に対しては、「暴力団事務所に少年を立ち入らせてはいけない」とする中止命令を発していました。

しかし暴力団員は暴力団事務所への立ち入らせだけでなく、少年を事務所の前に呼びつける、連れまわす、事件に巻き込むなど、日常生活の様々な場面で少年の健全な育成を阻害しています。

そこで今回の改正では、これらの行為を規制するために少年有害行為を行う又は行わせる目的(Q&A参照)で、少年に対する面会の要求やSNSへの書き込みにより連絡するなどの行為を禁止行為とし、この禁止行為を中止命令の対象としました。

● 再発防止命令を創設 (第18条第2項)

A少年に対する禁止行為を行った暴力団員が、A少年だけでなく、B少年に対しても同様の行為を行うなど、禁止行為が反復されるおそれがある場合には、一定の期間を定めて、禁止行為を防止するための再発防止命令を発出することが可能となりました。

中止命令・再発防止命令が発出されます。(第18条)

→違反 【罰則】6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第33条)

3 「暴力団員への名義貸し行為等の禁止」(第26条の2)

● 暴力団員は、他人の名義を利用してはならない (第26条の2第1項)

● 何人も自己又は他人の名義を暴力団員に利用させてはならない (第26条の2第2項)

これまで事業者の皆様には、様々な事業活動における契約約款に暴力団排除条項を導入するなど、積極的に暴力団排除に取り組んでいただいております。

しかし暴力団員は、他人や法人名義を利用して契約を行い自分が暴力団であることを隠蔽し規制を逃れていることから、他人の名義利用や名義貸し行為を禁止しました。

違反者は、勧告(第28条)、公表(第29条)の対象となります。

4 「暴力団からの離脱促進の規定の追加」(第12条の2)

- これまで、暴力団対策法に基づき、警察や公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターが離脱希望者に対する援助を行ってきました。
今後、さらなる暴力団排除が促進されることに伴い、「暴力団を辞めたい」といった離脱希望者の増加が見込まれます。
本改正では、暴力団からの円滑な離脱や、離脱者が再び暴力団に加入しないための就労支援などを県全体で取り組む必要があるため、これを県の責務として規定しました。

Q&A

Q 第26条の2で禁止される名義貸しに該当するケースってどんなものがありますか？

A 具体的には

- 商取引、事業に係る契約
- ホテルの宿泊、結婚披露宴、パーティーなどの申し込み
- 葬儀場、公共施設などの使用申請
- 事務所、住居、駐車場などの不動産に係る賃貸借契約
- レンタカー、事務機材などのリース契約
- 祭礼などにおける参加申込み及び道路使用許可申請
- 風俗店や飲食店の経営

など様々なケースが禁止の対象となります。

Q 第17条第2項の少年に対する禁止行為で、少年有害行為って、例えばどんなものをいうのですか？

A 第17条の本文では「少年有害行為(少年が犯罪による被害を受けること又は暴力団員がその活動に少年を利用する目的を特に防止する必要があるものとして公安委員会規則で定める行為をいう。)を少年に行う目的又は少年に行わせる目的で、少年に対して面会を要求するなどの行為をしてはならない。」と規定しています。

この「少年有害行為」については、少年の健全な育成を害する具体的な行為として

- 少年を恐喝・脅迫する、少年に恐喝・脅迫させる
- 少女に売春させる
- 少年にみかじめ料を回収させる
- 少年に債権回収をさせる
- 少年に違法薬物の集客をさせる

などが挙げられます。

このように暴力団員が少年有害行為を「少年にする」又は「少年にさせる」目的で関わりを持つとする機会を排除し、少年の健全な育成を守るために規定しました。



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックして、申込書に所定事項を入力し、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けており、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があつたら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎ 0120-797049 ナクナレ 要求

条例専用電話 ☎ 0120-110675 ヤクザゼロ

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎ 045-201-8930 ヤクザゼロ

☎ 045-663-8930 ヤクザゼロ